

(意見募集用 用紙)

「どさんこ食育プラン（北海道食育推進計画【第3次】（素案）」に対する意見

住 所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
電 話 番 号	011-221-4217
氏名（団体名）	一般社団法人 北海道消費者協会
職 業	消費者団体

(1) 第3次計画の基本方針は、第2次計画の基本方針に比べ、具体的でわかりやすい内容で評価できる。

○第3次計画は、これまでの3つの基本方針から、4つの基本方針となって「食をとおした健康の維持・増進」「地域に根差した食関連産業への理解と支援」「環境の保全・食文化の継承」等、方向性が明確でわかりやすい。

(2) 食育の推進主体は、市町村が中心となるものであり、市町村における「食育推進計画」作成の普及を重点項目とすべきである。

○現在、市町村における「食育推進計画」の作成割合は26%に止まっている。食育については、地域の特性に合わせた食育推進が効果的と思われるので、基本となる市町村の「食育推進計画」作成を重点項目とすべきである。

市町村への働きかけとしては、下記のような取り組みが考えられる。

- ・住民の関心の高い「食の安全・安心」の視点を取り入れた「食育推進計画」の提案。
- ・食育推進で得られるメリット（医療費抑制効果や地場製品の消費拡大等）の情報提供。
- ・先進的モデル市町村の事例等の紹介。
- ・未作成市町村へのアンケートの実施。

(3) 新食品表示が、平成27年中にもスタートするが、「新表示制度」の普及啓発等について推進計画に盛り込むべきである。

○食品購入時の重要な目安となる、食品表示が大きく変わろうとしている。今年6月に「食品表示法」が公布され、食品表示の一元化が2年以内に施行となっている。今回の表示改定は大幅なものであり、消費者はもとより、関係団体等への周知等「新表示制度」の普及啓発の具体策等を推進計画に盛り込むべきである。

(4) 学校給食の食育推進計画作成に当たっては、学校関係者や保護者等現場の声を広く聴き、反映すべきである。

○食育の中で、学校給食の果たす役割は特に重要なので、学校給食における食育等の現状や課題等を的確に把握し、その上で施策を検討する必要がある。そのためには、積極的に学校現場や保護者の意見を広く聴き取ることが、今後の効果的な取り組みに資するものと思われる。

(5) 現在、「北海道食の安全・安心基本計画（第3次）素案」が、道で策定中であるが、当「どさんこ食育推進プラン」と不可分な関係にあるので、両プランの統一作成等の検討を行うべきである。

○食における「安全・安心」と「食育」は不可分であり、総合的に推進した方が効果的と思われるので、今後広く関係者等の意見を聴き検討を行うべきである。

提出先・問合せ先

北海道農政部食の安全推進局食品政策課食品企画グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111 (内線27-681)

直通電話 011-204-5427

FAX 011-232-7334

E-mail [slow food @pref.hokkaido. lg. jp](mailto:slowfood@pref.hokkaido.lg.jp)